

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第85号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)			(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)		
第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。			第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。		
附属機関	担任する事務	庶務担当機関	附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略			略		
鳥取県財産評価審議会	鳥取県財産評価審議会設置条例（昭和38年鳥取県条例第6号）第2条の規定による県有財産の購入、売却、交換等についての価格の調査審議に関する事務	管財課	鳥取県財産評価審議会	鳥取県財産評価審議会設置条例（昭和38年鳥取県条例第6号）第2条の規定による県有財産の購入、売却、交換等についての価格の調査審議に関する事務	管財課
略			略		
略		経済政策課	略		経済政策課
鳥取県大規模小売店舗立地審議会	鳥取県大規模小売店舗立地審議会条例（平成12年鳥取県条例第21号）第2条の規定による大規模小売店舗を設置する者がその施設の配置及び運営方法について配慮すべき重要事項の調査審議に関する事務	課	鳥取県大規模小売店舗立地審議会	鳥取県大規模小売店舗立地審議会条例（平成12年鳥取県条例第21号）第2条の規定による大規模小売店舗を設置する者がその施設の配置及び運営方法について配慮すべき重要事項の調査審議に関する事務	課
地方独立	鳥取県地方独立行政法人法	産業開発			

行政法人 鳥取県産 業技術セ ンター評 価委員会	行条例（平成18年鳥取県条例 第61号）第2条の規定による 地方独立行政法人の業務の実 績に関する評価に関すること その他地方独立行政法人法（平 成15年法律第118号）によりそ の権限に属せられた事項の処 理に関する事務（地方独立行 政法人鳥取県産業技術センタ ーに係るものに限る。）			
略		略		

第2条 鳥取県行政組織規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関) 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属 機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げら れたとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中 欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同 表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。			(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関) 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属 機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げら れたとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中 欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同 表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。		
附属機関	担任する事務	庶務担当 機関	附属機関	担任する事務	庶務担当 機関
略			略		
鳥取県採 石場安全 対策審議 会	鳥取県採石条例（平成15年鳥 取県条例第72号） <u>第12条第1</u> <u>項</u> の規定による採石認可及び その変更認可並びに災害防止 措置等に係る命令並びに採石 に係る重要事項についての審 議及び知事に対する意見の具 申に関する事務	治山砂防 課	鳥取県採 石場安全 対策審議 会	鳥取県採石条例（平成15年鳥 取県条例第72号） <u>第11条第1</u> <u>項</u> の規定による採石認可及び その変更認可並びに災害防止 措置等に係る命令並びに採石 に係る重要事項についての審 議及び知事に対する意見の具 申に関する事務	治山砂防 課
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年1月1日から施行する。